

## 平成19年度 一級建築士の懲戒処分について（第4回）

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第10条第1項の規定による処分をしたので、次のとおり公表します。いずれも平成20年3月11日付で処分いたしました。

## 記

- 1 田中 幸男 第214513号 免許取消
  - ・ 処分の原因となった事実 建築物（戸建住宅13戸）の設計者として、建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行った。
- 2 米野小夜子 第207083号 業務停止11月
  - ・ 建築物（戸建住宅9戸）の設計者として、建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行った。
- 3 本橋 信一 第171816号 業務停止6月
  - ・ 建築物（1物件）の設計者として、建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行った。
- 4 吉川 敬二 第257262号 業務停止4月
  - ・ 建築物（戸建住宅1戸）の施工者として、建築基準法令に基づく確認済証の交付を受けずに、建築工事を行った。また、建築士事務所の開設者でありながら、建築主から設計等の依頼を受けた際、必要な書類を交付しなかった。
- 5 小澤 重人 第186542号 業務停止3月
  - ・ 建築物（1物件）の設計者として、建築基準法第58条に違反する設計を行った。
- 6 中出 佳之 第248419号 業務停止3月
  - ・ 建築物の工事監理者として適正な工事監理を十分に行わなかったため、設計図面と異なる施工が行われた。
- 7 渡辺 丈夫 第90915号 業務停止3月
  - ・ 建築物（戸建住宅1戸）の設計者として、建築基準法第52条に違反する設計を行った。
- 8 福山 貴司 第122483号 業務停止2月
  - ・ 建築物（2物件）の確認申請の代理者及び工事監理者でありながら、当該建築物が確認済証の交付を受けないまま工事が着工されることを容認した。

- 9 石井 利明 第240933号 業務停止1月
  - ・ 自らが管理する一級建築士事務所に所属する技術者の業務について、その管理と適正の確保を怠った。
- 10 桑名 勝 第249735号 業務停止1月
  - ・ 事務所登録の有効期間の満了後、更新の登録を受けずに、業として他人の求めに応じ報酬を得て設計等を行った。
- 11 佐藤 昌樹 第217353号 業務停止1月
  - ・ 建築物（1物件）の設計者として、構造計算書に不整合がみられる不適切な設計を行った。
- 12 戸田 巧 第71695号 業務停止1月
  - ・ 建築物（1物件）の構造計算の下請を担当した建築士として、構造計算書に不整合がみられる不適切な設計に関与した。